



# 江戸初期の一通の書状 —金地院元良書状と古筆了仲極札—

藤井祐介

A letter written by KONCHIIN-GENRYO in the early Edo period  
and a written statement of KOHITSU-RYOCHU opinion  
Yusuke FUJII

九州大学比較社会文化学府：〒 810-8560 福岡市中央区六本松 4 丁目 2-1  
Graduate School of Social and Cultural Studies, Kyushu University : 4-2-1, Ropponmatsu, Chuo-ku, Fukuoka City, Fukuoka, 810-8560 JAPAN

## はじめに

江戸時代初期において、金地院崇伝こんちいんすうでんと言えは「黒衣の宰相」と呼ばれた家康のブレーンとして有名である。では、金地院元良げんりょうという人物についてはどうか。あまり知られてはいないだろう。元良は最岳元良さいがくといい、274代南禅寺住持である。そして、2代金地院住職であり、崇伝の後継であった。入寺は元和9(1623)年5月28日、金地院住職に任じられたのが、寛永10(1633)年6月17日。その後、寛永12(1635)年4月9日に僧録そうろくに任じられ、明暦3(1657)年4月15日に没している(1)。元良の顕著な業績としては、次のものが挙げられる。

一、寛永十九年壬午三月十二日、御老中より御奉書被下、如此、

今度被仰付候武家系図之事、道春相談有之而吟味候様ニと上意候、被存其旨、御奉行太田備中守可被申談候、恐々謹言、

阿部対馬守

三月十日

重次判

松平伊豆守

信綱判

金地院

侍者御中

尚以、五山出家之内をも被遂穿鑿、被召下尤候、以上(2)、

この老中奉書中に見える「武家系図之事」とは、何を指しているのだろうか。次に掲げる史料を併せて読むと、答えが出る。

(前略)寛永十八年二月七日、将軍家あらたに台命をくたしたまひて、諸家の系図を(家光)あつめあましむ。資宗これを奉行す。民部卿法印道春これにそふて、そのあむへきおもむきをしめす。(中略)其事繁多なるゆへに、〔寛永=著者註〕十九年三月十日、かさねて台命くたりて、僧録金地院元良長老、尾州の法眼正意、水戸の書生ト幽(人見堂)・了(法達)的(最岳)のおなしく其事にあつかる。(後略)(3)

これは、太田備中守資宗による寛永諸家系図伝の序の一部である。「資宗これを奉行す。民部卿法印道春これにそふて」編むという記述や、「十九年三月十日」に「台命」が「僧録金地院元良長老」に下ったとあることから、前に引用した老中奉書の「武家系図之事」というのが、寛永諸家系図伝編纂を指していることが分かる。

元良は寛永諸家系図伝の編纂に関与したのである。そして、その元良が、とある一通の書状を認めた。それが後世に遺され、およそ200年程が経過した幕末の元治元(1864)年に、鑑定家・古筆了仲<sup>こひつりょうちゆう</sup>という人物によって、元良の書状本物であると鑑定された。そのことを示す史料、すなわち、元良書状と鑑定書である「極札」<sup>きわめふだ</sup>が、九州大学の旧文学部図書掛貴重書室にある未整理史料群のなかから発見された。どのような経緯でこの書状と極札が九州大学に入ったのか、元良の書状を誰が所蔵していて、何の目的で鑑定させたのかなどについては不明であり、今後の検討課題であるが、本稿では、内容豊富な元良の書状と古筆了仲の極札を紹介し、書状の年次比定を試みたい。

## 1.十一月廿六日付堀作州様宛金地院元良書状

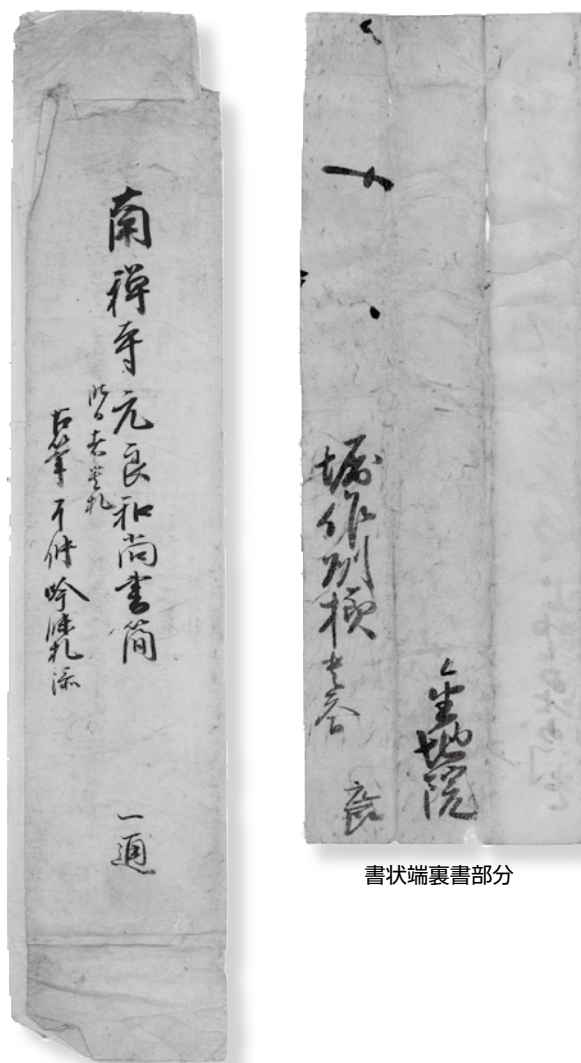
まずは、金地院元良書状と古筆了仲極札の写真版及び釈文を付す。元良の書状と古筆了仲の極札は、1つの包紙(上書あり)にて一括されていた。さらに、極札においても包紙(上書あり)が存在している。釈文については、文字の配列は原文書通りとし、便宜上丸数字にて解説順を付した。

### (包紙)

「南禅寺元良和尚書簡 一通  
昨日者貴札  
古筆了仲吟味札添」

### (端裏書)

「金地院 元良  
堀作州様 貴答」



書状・極札を一括する包紙

書状端裏書部分



(本文)

- ⑬寄候与思召候旨、過当之至御座候、必以參可得
- ⑭貴意候、任御意与首座可召連候、先可申入處ニ
  - ①昨日者貴札忝奉存候、上野毘沙門堂
- ⑮事之外之寒氣ニ御座候へ共、御氣分能
  - ②御門跡へ御茶会ニ參節、答不申上候、
- ⑯御養生之旨、大慶不過之候、明後日於
  - ③仍繪賛遂披覽候、了菴之可為
- ⑰御登 城者、以拜顔可得貴意候、一軸
  - ④筆跡候、御書院ニ御掛候而少も不苦物ニ而
- ⑱返進仕候、御請取可被成候、恐惶謹言、
  - ⑤御座候、東福寺大慈院桂悟与申僧ニ而
- ⑲ 十一月廿六日 (花押)
- ⑥御座候、入唐其以後南禪寺へ入院、九十
- ⑦余迄被保年齢候、此墨蹟所持之
- ⑧宅へ者雷落不申由、諺ニ申習候、宋朝之
- ⑨山谷再来人之由、是又申伝候、何篇名
- ⑩僧無其隱候、価直容易ニ候者、可被召
- ⑪置候、絵者周文之由、探幽申候段珍重ニ
- ⑫存候、将又来月十三日晚之義、弥可被召

(極札)

「昨日者貴札

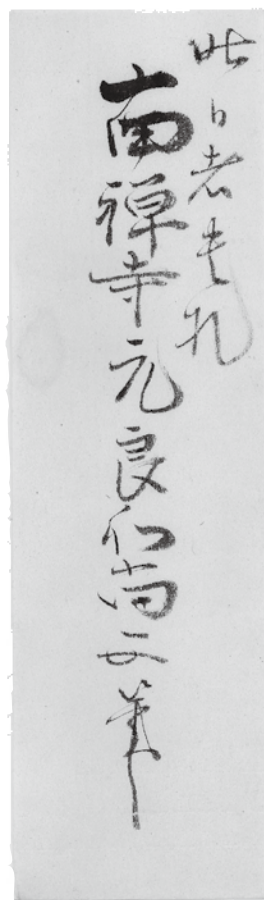
南禪寺元良和尚之筆」

(極礼包紙)

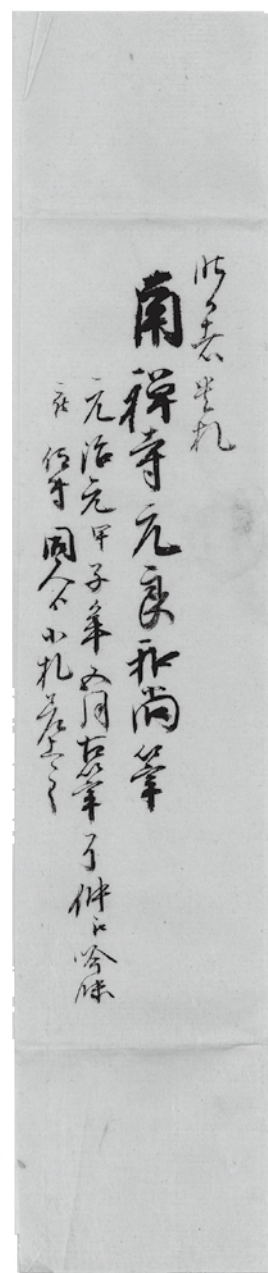
「昨日者貴札

南禪寺元良和尚筆

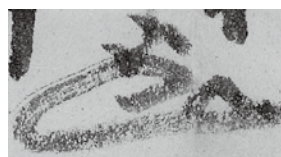
元治元甲子年五月、古筆了仲江吟味  
 被 仰付、同人より小札差上之」



古筆了仲極札  
 (法量:縦18.2cm×横5.4cm)



極礼包紙



金地院元良花押

次に、書状の解釈を付す。

昨日は、あなた様〔堀美作守〕から書状をいただき、ありがたく存じます。(私=元良が)毘沙門堂御門跡〔公海〕の御茶会に参上したときに、お答え申し上げませんでした。画賛を見るに、了菴〔了庵桂悟〕の筆跡でしょう。御書院にお掛けになられても、少しも障りない物です。(画賛を書いたのは)東福寺大慈院の桂悟という僧です。(遣明正使として)入唐し、(帰朝)以後は南禅寺へ入院、90余歳まで生きました。この墨蹟を持っている家には、雷が落ちないとのこと、諺に聞いております。(桂悟は)宋代の(詩人)山谷の再来であるとも言われています。どうあるにせよ、名僧に間違いございません。その値段が安ければ、買い置くべきです。絵は、(室町中期の画僧)周文によるものであると〔狩野〕探幽が申しおまして、目出度く存じます。さて、来月13日晚のことですが、ついに(私を)召し寄せていただけるとの思召し、ありがたく存じます。必ず参上し、あなた様の意をお伺いいたします。御意に任せて与首座を召し連れましょう。

最初に申し上げるべきところでしたが、(この頃の)思いのほかの寒さではございますが、御気分よく、御養生されているとのこと、お慶び申し上げます。明後日の(あなた様の)御登城の際に、お会いして、あなた様の意をお伺いいたします。一軸をお返しいたします。お請け取り下さい。恐惶謹言。

十一月廿六日 (元良花押)

## 2. 書状の内容

では、書状の内容について検討していきたい。この書状は主に、①堀美作守(書状宛所・詳細は後述)から依頼されていた軸の品評、②「来月十三日晚」の招待に対する謝意、という2点の内容を含んでいる。最初に①について見ていく。元良が軸の品評をしているのは、「絵賛遂披覧候」という文言からも明らかであるが、次のような点を指摘している。

i. 賛は「了菴」の筆跡であり、「御書院ニ御掛候而少も不苦物」である。

ii. 絵は「周文」によるものだと「探幽」が申した。

iii. 「価直」が「容易」であれば買い置くべき品物である。

i について、さらに詳しく元良が述べているが、「了菴」とは「東福寺大慈院桂悟」という僧であり、「入唐」以後南禅寺に入院、「九十余」まで齢を保ったとのことだ。この了庵桂悟(1425—1514)という人物は、室町時代の臨済僧である。文明10(1478)年に東福寺住持となり、長享元(1487)年に南禅寺住持となる。そして、永正2(1505)年には遣明正使に任命され、永正8年9月に入明している。帰朝は永正10年のことであり、時に89歳であった。翌永正11年9月15日、90歳で没した。多くの五山文学僧と交友関係があり、文芸の才が評価されている(4)。

堀美作守が品評を依頼した軸には、この了庵桂悟の賛が入っているが、桂悟の墨蹟には「此墨蹟所持之宅へ者雷落不申」という逸話がある、と元良が記しているのは一興である。また、了庵桂悟が「宋朝之山谷再来人」と評されている、とも記している。「山谷」とは、北宋後期の文人・黄庭堅(1045—1105)の号であり、安徽省の山谷寺に因むという。日本でも詩文・書道の両方面で多大な影響を与えたようである(5)。つまり、五山僧として明に渡り、一方で「山谷」の再来と言われる程、書・詩ともに見事な腕前をもつ「名僧」了庵桂悟の賛が、この軸には入っているため、「御書院ニ御掛候而少も不苦物」と元良は評価した。

ii については、軸に描かれている絵についての元良の所見である。「周文」とは、十五世紀前半に活躍した室町時代前期の臨済僧(代表的画僧)である天章周文のことを指している。周文は相国寺において、「瓢鮎図」で有名な如拙から画法を伝授されたと伝えられ、弟子には雪舟がいる。足利将軍家の御用絵師として活躍する中、応永30(1423)年の将軍家朝鮮派遣使節一行に加わり渡海した際、周文の描いた山水図を朝鮮官人が称賛したことが伝えられている(6)。絵

が周文の筆であると判断した背景には、江戸幕府御用絵師である狩野探幽の助言があったようだ。「絵者周文之由、探幽申候」という一節が、端的に物語っている。元良と探幽との交流を窺わせる興味深い記述と言えよう。探幽の「お墨付」もあり、軸の絵は周文によると判断、「珍重」の旨を元良は述べている。

以上の所見を踏まえた結果として、iiiの見解に至るのであるが、軸は、品評の結果、賛が了庵桂悟、絵が天章周文、という「珍重」なものであった。そして元良は「価直容易ニ候者、可被召置候」と記している。「値段が安ければ、買い置き逸品」といったニュアンスであろう。このことから、堀美作守が、この軸を購入するか否かを思案して、元良に品評を依頼したであろうことが想起される。この書状が認められた意図の一つは、品評結果を美作守に伝え、軸購入のお墨付を与えるものであった。

次に、書状内容②について検討したい。元良は「来月十三日晚」に招待してもらえることへの感謝を述べ、「御意」に任せて「与首座」(7)を同伴する旨を伝えている。果たして、「来月十三日晚」に何があるのだろうか。この疑問を解明するためには、書状の年次比定が必要となってくる。そのため、次章において年次比定を行った上で、再び考えてみることにしたい。

### 3. 書状の年次比定

この元良の書状は、日付が「十一月廿六日」とだけあり、無年号である。そこで、書状から読みとれる様々な情報により、年次比定を試みたい。まず、元良が金地院住職に任じられたのは、冒頭でも触れたが、寛永10年6月17日である。そして、明暦3年4月15日に没しているため、包紙にみえる「金地院元良」との署名及び書状の日付「十一月廿六日」からは、寛永10年～明暦2年の間に絞られる。

また、書状本文における軸の品評のくだりで、「絵者周文之由、探幽申候」とある。この「探幽」とは、言わずと知れた狩野探幽であり、この号は、宇治の興聖寺に蔵される「探幽斎之記」によれば、寛永12年(12月)、34歳のとき大徳寺の高僧江月宗玩(1574—1643)から与えられたものであるという(8)。よって、「探幽」という号を手がかりに、先に絞り込んだ寛永10年～明暦2年という期間に当てはめ、書状の日付「十一月廿六日」を併せて考えると、寛永13年～明暦2年と比定される。

次に、この書状の宛所である「堀美作守」という人物について考察してみたい。寛永13年～明暦2年において、堀という名字(あるいは片名字)で「美作守」の官途をもつ人物を『寛政重修諸家譜』で探すと、譜代大名である堀親良・堀親昌ちかよしの2名が該当する。堀親良(天正8[1580]—寛永14[1637]5月13日)は、近江国安土生まれ。豊臣秀吉に仕え、天正18年に父・秀政が没して後、越前国のうちにおいて2万石を領した。同19年正月24日に、従五位下美作守に叙任される。徳川時代になると、家康・秀忠の両将軍に仕え、寛永4年3月16日、下野国烏山城を賜い2万5千石を領した(9)。堀親昌(慶長11[1606]—延宝元[1673])は、山城国伏見生まれ。寛永14年9月8日、父・親良再勤後の遺領を継いで2万石を領した。同17年12月29日に、従五位下美作守に叙任される。寛文12(1672)年には、烏山城から信濃国飯田城に転封された(10)。

「堀美作守」が親良と仮定すれば、親良の没年・寛永14年5月13日を先に絞り込んだ寛永13年～明暦2年という期間に当てはめ、さらに書状の日付「十一月廿六日」を併せて考えると、自ずと寛永13年に比定される。また、親昌と仮定すれば、「美作守」叙任日・寛永17年12月29日を、先に絞り込んだ寛永13年～明暦2年という期間に当てはめ、書状の日付「十一月廿六日」及び没年=延宝元年を併せて考えると、寛永18年～明暦2年という期間に比定される。

これら①寛永13年、②寛永18年～明暦2年、という2つの可能性について、他の事象から検討してみたい。その際、年次比定に示唆的な書状中のキーワードは「来月十三日晚之義」・「明後日於御登 城」の2点であろう。まずは、「明後日於御登 城」について考える。「御登 城」については、欠字になっていることから、江戸城への登城であると推測され、堀美作守が「明後日」=11月28日に江戸城へ登城する、ということになる。28日は、月次御礼の日であり、諸侯が江戸城に登城して将軍に拝謁するというのが年中行事になっていた(11)。そこで、『徳川実紀』の記述から、年次候補①及び②

【表】11月28日江戸城登城記事一覧

年	11/28登城	『徳川実紀』記述
寛永13年	○	月次なり。
寛永18年	×	
寛永19年	○	烈風により出御なし。出仕の輩老臣へ調し退く。
寛永20年	×	
正保元年	○	月次拝賀の輩老臣に調して退く。
正保2年	○	月次の賀例のごとし。
正保3年	○	月次朝会例のごとし。
正保4年	○	月次例のごとし。
慶安元年	○	猿樂あり。
慶安2年	○	月次例のごとし。
慶安3年	○	月次登營の輩老臣に調し退く。
慶安4年	○	月次なり。
承応元年	○	月次なり。
承応2年	○	月次例の如し。
承応3年	×	いさゝか御なやみありて。表にのぞませ給はず。
明暦元年	○	月次なり。
明暦2年	○	月次拝賀例のごとし。

への登城記事を併せて考えると、年次は、①寛永13年、②寛永19年・正保元年～慶安元年・慶安3年～承応2年・明暦元年～2年、というように絞られる。

また、②の期間における「堀美作守」の居所についても明らかにすることが、更なる年次の絞込みを可能にする。

- i. 寛永19(1642)年について。5月14日「御譜代之面々交替被 仰出、今日於白書院老中出座有之而、鬪取之上御暇被下之面々」として「堀美作守」の名前があり(14)、今年就封すべき旨が命じられている(15)。また、閏9月15日には「堀美作守、去比駿河御番被 仰付之、今日御暇被下之」(16)ている。よって、11月28日には江戸不在ということが考えられるため、年次候補から除外される。
- ii. 正保元年～慶安元年について。正保元(1644)年(17)は6月28日に「御暇」を下され(18)、翌正保2年6月7日に「参勤」している(19)ため、年次候補から除外される。正保2年は6月7日から参勤しており、さらに12月15日に江戸「防火」のことを命じられている(20)ため、11月28日は在江戸、すなわち年次候補である。正保3年は6月25日に「堀美作守・森川半弥、大坂加番依被差遣之、御前江被召出、御暇」(21)を下されており、翌4年9月6日に「帰参」し「御目見」している(22)ため、年次候補として除外される。大坂加番は、老中支配で1年交替。4加番あり7月15日から18日までに江戸を発し、8月3日から6日までの間に旧番の者と交替した(23)。正保4年は9月6日の帰参御目見、翌慶安元(1648)年(24)1月27日に、將軍家光の日光社参に備えての「日光火消之役」を仰せ付けられていること(25)を鑑みれば、正保4年11月28日の在江戸が考えられ、年次候補である。慶安元年は1月29日に「日光火消之役」に伴う「御暇」が下され(26)、6月3日に再度「日光山火番」を仰せ付けられている(27)。しかし、7月11日には「日光火消之役為堀美作守代、松平將監被遣之旨、老中被伝之」(28)というように、堀美作守の代役が立てられている。このような状況から、慶安元年11月28日は在江戸ということが考えられ、一応年次候補である(29)。
- iii. 慶安3年～承応2年について。慶安3年は6月25日に「御暇」を下されている(30)ため、11月28日は江戸不在が考えられ、年次候補から除外される。慶安4年は7月12日に大坂加番の暇を給い(31)、翌承応元(1652)年(32)8月25日に「帰謁」している(33)ため、年次候補から除外される。承応元年は10月25日の「臨時朝会」において就封の「暇」が下されている(34)ので、11月28日の江戸不在が考えられ、年次候補から除外される。承応2年については、承応3年1月13日、増上寺御法会により、「橋」の勤番を仰せ付けられている(35)ため、承応2年11月28日における在江戸の可能性があり、一応年次候補である(36)。
- iv. 明暦元年～2年について。明暦元(1655)年(37)は7月10日に大坂加番の暇を下され(38)、翌2年8月26日に「大坂加番はて、かへり謁し」(39)ているため、年次候補から除外される。明暦2年は8月26日の帰府拝謁を鑑みれば、11月28日の在江戸が考えられ、年次候補である。

の期間における、11月28日の諸侯登城記事を確認すると、【表】のようになる。登城の有無から、年次を絞り込むと、①寛永13年、②寛永19年・正保元年～承応2年・明暦元年～2年、というようになる。また、美作守が登城した際に、元良は「以拝顔可得貴意候」と記すように、面会を予定している。つまり、元良が江戸にすることが前提となる。②の期間において、元良の居所について確認すると、「京都江御暇被下」ということで、慶安2(1649)年は3月27日に江戸を出発し、4月7日京着、12月23日に江戸へ参着している(12)。また、承応3(1654)年は8月16日に江戸を出発、上京し、翌4年6月20日に江戸へ参着している(13)。故に、この2ヶ年は年次の候補として除外されることになる。先の江戸城

「堀美作守」の居所、すなわち在江戸か否かという検討から、書状の年次は①寛永13年、②正保2年・正保4年・慶安元年・承応2年・明暦2年、という6つにまで絞り込まれた。まとめると、次のようになる。

①「堀美作守」が親良の場合…寛永13(1636)年

②「堀美作守」が親昌の場合…正保2(1645)年・正保4(1647)年・慶安元(1648)年・承応2(1653)年・明暦2(1656)年

最後に、「来月十三日晚之義」というキーワードについて考察したい。堀美作守が元良を「弥可被召寄」として来月13日の晩に招待する、ということで、元良は「過当之至」と喜んでいる。「弥」という接頭語及び「過当之至」という表現からは、「ついに招待してくれるということで、とてもありがたい」という、待ちに待った喜びのニュアンスを感じる。11月28日における江戸城での面会を考慮すると、おそらくは美作守の江戸屋敷への招き、ということであろうか。本稿では詳らかにすることができないが、「来月十三日」=12月13日に起きた出来事のなかで、興味深い事実を指摘しておきたい。実は、寛永13年の12月13日は、江戸城において「朝鮮信使御礼」が行われた日である。時の朝鮮通信使は、「柳川一件」後初めての使節であり、「泰平の賀」を名目とするものであった。家光による日光東照宮への参詣要求や、将軍の称号が「日本国大君」とされたことなどが特色として挙げられる(40)。12月6日に江戸へ参着し、13日午の刻、大広間に将軍・家光が出御し、三使(正使、副使、従使)を謁見している。「従朝鮮国王之進物」が披露され、「従朝鮮之書翰」(朝鮮国王書翰)奉呈の後、「七五三之饗応」がなされた(41)。金地院の由緒書である「御由緒之儀申上覚」(42)における元良の項を参照すると、「同月〔12月=著者註〕十三日、朝鮮信使御礼、諸大名出仕、僧録出仕」(43)とある。「僧録」とは元良のことであり、江戸城へ登城していることが確認される。

また、書状の最後に「御気分能御養生之旨、大慶不過之候」と、美作守の体調を気かけ、「御気分能御養生」していることを喜ぶ表現がある。もし、「美作守」が親良であったならば、寛永14年5月13日、すなわち、この書状が出された翌年の5月に没しているため、書状が出された頃は体調があまり優れなかった可能性もある(44)。

つまり、「朝鮮信使御礼」や「美作守」の「御養生」といった要素も鑑みると、絞り込んだ6つの年次候補の中では、寛永13年に比定するのが妥当ではなかろうか。

## おわりに

これまで、金地院元良の書状を紹介し、年次比定を試みた。最後に、古筆了仲の極札について触れ、本稿の結びとしたい。極札とは、古筆鑑定<sup>しちゅうぎわめ</sup>の結論を書いた小札の呼称である。他に、折紙・紙中極・奥書・箱書など鑑定の書付を総称して極書<sup>きわめがき</sup>という(45)。鑑定者について、古筆家は、江戸時代における古筆鑑定の代表的な家であった。古筆了佐<sup>りょうさ</sup>を始祖とし、宗家と別家が存在した。宗家は了佐の四男・了栄が家を継いで京都に住し、別家は了佐の三男・一村(勘兵衛)が分家して、子の了任は江戸に住した。その養子・了仲(今回の極札を書いた人物とは別、同名)は宗家の了珉とともに江戸幕府に仕えて寺社奉行の支配に属したが、了仲ののち一旦中絶、宗家の了伴の子・了観が別家を再興した(46)。今回見つかった極札を書いた古筆了仲(文政3〔1820〕—明治24〔1891〕)は、了観が廃されてのち別家を継いだ人物である(47)。

極札の包紙からは、元治元(1864)年5月に、古筆了仲によって鑑定がなされ、この書状が元良の筆によるものだと判断されたことが分かる。「吟味被 仰付」という言い回しから、鑑定の指図は貴人によるものと推察されるだろう。

いずれにしても、江戸時代初期に認められた一通の書状が、およそ200年後の幕末に、1つの「古筆」として鑑定され、更におよそ140年の時を超えて、書状と鑑定書が揃ったかたちで伝存した。この書状及び極札についての残された課題は多いが、ひとまず擱筆し、御批正を乞うばかりである。

## 註

- (1) 桜井景雄『統南禅寺史』(大本山南禅寺、1954年)。南禅寺は京都市左京区南禅寺福地町にある寺で、臨済宗南禅寺派の本山。金地院はその南禅寺塔頭の一院である(『国史大辞典』「南禅寺」桜井景雄)。また、僧録とは僧尼の登録、住持の任免など僧事を総轄する役職。江戸時代には、家康により南禅寺金地院の以心崇伝が僧録に任じられ、以後江戸末期まで金地院の歴代塔主が僧録をつとめた(『国史大辞典』「僧録」今枝要真)。
- (2) 『御由緒之儀申上覚』(上田純一校訂『京都金地院公文帳』、八木書店、2007年)寛永十九年三月十二日条。
- (3) 『寛永諸家系図伝』第一。
- (4) 『国史大辞典』「了庵桂悟」竹貫元勝。
- (5) 『国史大辞典』「黄庭堅」太田昌二郎。
- (6) 『国史大辞典』「天草周文」赤沢英二。
- (7) 本稿では人物比定ができなかった。今後の課題としたい。
- (8) 鬼原俊枝『幽微の探究 狩野探幽論』(大阪大学出版会、1998年)
- (9) 『寛政重修諸家譜』第十二巻。
- (10) 『寛政重修諸家譜』第十二巻。
- (11) 深井雅海『江戸城一本丸御殿と幕府政治』(中央公論新社、2008年)
- (12) 『御由緒之儀申上覚』慶安二年三月二十七日条・四月七日条・十二月二十三日条。
- (13) 『御由緒之儀申上覚』承応三年八月十六日条・承応四年六月廿日条。
- (14) 『江戸幕府日記』(姫路藩酒井家文書)寛永十九年五月十四日条。
- (15) 『徳川実紀』第三篇(国史大系)寛永十九年五月十四日条。
- (16) 『江戸幕府日記』寛永十九年閏九月十五日条。
- (17) 正保元年は、寛永21年12月16日に改元。
- (18) 『江戸幕府日記』寛永二十一(正保元)年六月二十八日条。
- (19) 『江戸幕府日記』正保二年六月七日条。
- (20) 『徳川実紀』第三篇 正保二年十二月十五日条。
- (21) 『江戸幕府日記』正保三年六月二十五日条。
- (22) 『江戸幕府日記』正保四年九月六日条。
- (23) 『国史大辞典』「大坂在番」岡本良一。
- (24) 慶安元年は、正保5年2月15日に改元。
- (25) 『徳川実紀』第三篇 慶安元年一月二十七日条。
- (26) 『江戸幕府日記』正保五(慶安元)年一月二十九日条。
- (27) 『徳川実紀』第三篇 慶安元年六月三日条。
- (28) 『江戸幕府日記』慶安元年七月十一日条。
- (29) 慶安元年における堀親昌の参勤交代の状況をつかむことができなかった。そこで、日光火消役の任命及び代役派遣、という事象から在江戸を判断している。
- (30) 『江戸幕府日記』慶安三年六月二十五日条。
- (31) 『徳川実紀』第四篇(国史大系)慶安四年七月十二日条。
- (32) 承応元年は、慶安5年9月18日に改元。
- (33) 『徳川実紀』第四篇 承応元年八月二十五日条。
- (34) 『徳川実紀』第四篇 承応元年十月二十五日条。
- (35) 『徳川実紀』第四篇 承応三年正月十三日条。
- (36) 承応2年における堀親昌の参勤交代の状況をつかむことができなかった。そこで、増上寺御法会に際しての勤番任命、という事象から在江戸を判断している。
- (37) 明暦元年は、承応4年4月13日に改元。
- (38) 『徳川実紀』第四篇 明暦元年七月十日条。
- (39) 『徳川実紀』第四篇 明暦二年八月二十六日条。
- (40) 藤井讓治『徳川家光』(吉川弘文館、1997年)
- (41) 『江戸幕府日記』寛永十三年十二月十三日条。
- (42) 上田純一校訂『京都金地院公文帳』、註(2)参照。
- (43) 『御由緒之儀申上覚』寛永十三年十二月十三日条。
- (44) ちなみに、「美作守」が堀親昌の場合、各年次における年齢は、正保2年=39歳・正保4年=41歳・慶安元年=42歳・承応2年=47歳・明暦2年=50歳、である。享年は68歳。
- (45) 『国史大辞典』「鑑識」谷信一。
- (46) 『国史大辞典』「古筆家」山本信吉。
- (47) 春名好重『古筆大辞典』(淡交社、1979年)

